厚生労働省 第2次回答

管理番号 118-1 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項(事項名)

小規模多機能型居宅介護事業所での障害者受入基準(登録定員)を定める条例に係る基準の緩和

提案団体 静岡県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所を、障害者総合支援法の基準該当生活介護事業所・基準該当短期入所事業所として利用する際の登録定員については、介護保険法第78条の4第3項の規定により厚生労働省令で定める基準に従い市町村条例で定めることとされている。合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて必要な内容を各市町村条例で定めることができるようにするため、当該「従うべき基準」を「参酌基準」又は「標準」に改めることを求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案の背景】

介護保険制度の定着に伴い、高齢者介護サービスの基盤整備が進む一方で、障害福祉サービスが身近にない、または施設まで通うことが困難な場合があるなどの課題も生じている。平成26年3月現在、本県においては、支給決定を受けたが、障害サービスを受けていない障害者が、生活介護は142人、短期入所は4,557人いる状況である。障害のある方が住みなれた地域でサービスを受けられるようにするためには、高齢者施設での障害のある方の受入を促進していく必要がある。一方、障害者総合支援法の基準該当制度を活用可能な事業所は、平成22年度に0箇所であったものが、現在15箇所と増加し、今後も増えていくことが見込まれている。

【制度改正の必要性】

介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所において、障害者総合支援法の基準該当生活介護・基準該当短期入所を受け入れる場合、その登録定員は、高齢者、障害者あわせて25人以下とされている。一方で、現行の報酬体系では、障害者の登録が1人増えるごとに高齢者1人分の包括報酬が減額され、事業所としては経営面でマイナスとなることから、障害者の受入が進まない状況にある。障害者を受け入れる場合に登録定員を増やすことを可能とすることにより、事業所の経営の安定を保ちつつ、障害者の受入を促進することができる。

【懸念への対応】

登録定員を増やすことにより、「なじみの関係」の構築や家庭的な環境の保持が難しくなる可能性が考えられるが、29人以下の定員である地域密着型介護老人福祉施設においても「小規模」の特色を活かしたケアが行われている。増やす定員数を3人以下(登録定員を28人以下)とすることで、「なじみの関係」の構築や家庭的な環境の保持が可能であると考える。

根拠法令等

介護保険法第78条の4第3項

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第1 条第3号、第66条第1項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第1条第9号、第94条の2第1号

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現行基準である「従うべき基準」は、平成21年10月の第3次勧告を受けて規定されたものであり、その後の 平成22年6月の省令改正により障害者総合支援法による介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業 所への障害者の受入が可能となったことから、障害者へのサービス提供という面で大きな事情変化が生じて いる。

さらに、この改正により受入可能な事業所は、本県において平成22年度に0箇所であったものが、平成26年 4月1日現在で16箇所と増加しており、今後も需要の増大が見込まれ、過疎地域等におけるサービス提供と して求められるところである。

よってこのサービスを、いかに効果的に実施できるようにしていくかという点において、このサービスを推進し ていく行政として考えていくべきところであり、制度活用に向けた議論は新たな論点となりうると考える。 また、本県の提案に対する回答として管理番号118-1においては「対応不可」との回答がある一方、管理番 号118-2においては「現行規定により対応可能」と各所管局から個別に回答されていることから、介護保険 法、障害者総合支援法の双方を総合的に勘案した際、本提案が現行規定により対応可能か不可能かを明ら かにされたい。

今回の提案の趣旨としては、介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員に対して、介 護保険法上は「従うべき基準」、障害者総合支援法は「標準」となっていること等について、地方分権を求め るものである。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

介護支援専門員による各利用者の状況把握及びサービス調整に影響が出ない範囲で、提案団体の提案の 実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

小規模多機能型居宅介護の在り方等については、社会保障審議会介護給付費分科会における議論を踏ま え対応していくべきものであり、今回のご提案に対して対応することはできない。

なお、障害者総合支援法の基準該当生活介護・基準該当短期入所と見なされた小規模多機能型居宅介護 事業所の登録定員及び利用定員(以下、単に「定員」という。)は標準とすべき基準であるが、これは、あくま で介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所の定員の範囲内かつ介護保険サービスの利用者に対す るサービスの提供に影響のない範囲内の利用としているものであり、介護保険法の小規模多機能型居宅介 護事業所の定員が従うべき基準である以上、この定員を超えて設定することはできない。

厚生労働省 第2次回答

管理番号 | 118-2 | 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 | 提案分野 | 医療・福祉

提案事項 小規模多機能型居宅介護事業所での障害者受入基準(登録定員)を定める条例に係る基準の緩 (事項名) _和

提案団体 静岡県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所を、障害者総合支援法の基準該当生活介護事業所・基準該当短期入所事業所として利用する際の登録定員については、介護保険法第78条の4第3項の規定により厚生労働省令で定める基準に従い市町村条例で定めることとされている。合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて必要な内容を各市町村条例で定めることができるようにするため、当該「従うべき基準」を「参酌基準」又は「標準」に改めることを求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案の背景】

介護保険制度の定着に伴い、高齢者介護サービスの基盤整備が進む一方で、障害福祉サービスが身近にない、または施設まで通うことが困難な場合があるなどの課題も生じている。平成26年3月現在、本県においては、支給決定を受けたが、障害サービスを受けていない障害者が、生活介護は142人、短期入所は4,557人いる状況である。障害のある方が住みなれた地域でサービスを受けられるようにするためには、高齢者施設での障害のある方の受入を促進していく必要がある。一方、障害者総合支援法の基準該当制度を活用可能な事業所は、平成22年度に0箇所であったものが、現在15箇所と増加し、今後も増えていくことが見込まれている。

【制度改正の必要性】

介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所において、障害者総合支援法の基準該当生活介護・基準該当短期入所を受け入れる場合、その登録定員は、高齢者、障害者あわせて25人以下とされている。一方で、現行の報酬体系では、障害者の登録が1人増えるごとに高齢者1人分の包括報酬が減額され、事業所としては経営面でマイナスとなることから、障害者の受入が進まない状況にある。障害者を受け入れる場合に登録定員を増やすことを可能とすることにより、事業所の経営の安定を保ちつつ、障害者の受入を促進することができる。

【懸念への対応】

登録定員を増やすことにより、「なじみの関係」の構築や家庭的な環境の保持が難しくなる可能性が考えられるが、29人以下の定員である地域密着型介護老人福祉施設においても「小規模」の特色を活かしたケアが行われている。増やす定員数を3人以下(登録定員を28人以下)とすることで、「なじみの関係」の構築や家庭的な環境の保持が可能であると考える。

根拠法令等

介護保険法第78条の4第3項

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第1 条第3号、第66条第1項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第1条第9号、第94条の2第1号

回答区分 D 現行規定により対応可能

障害者総合支援法における基準該当生活介護事業所・基準該当短期入所事業所の利用定員については、 「従うべき基準」ではなく「標準」であり、現行規定で対応済みである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現行基準である「従うべき基準」は、平成21年10月の第3次勧告を受けて規定されたものであり、その後の 平成22年6月の省令改正により障害者総合支援法による介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業 所への障害者の受入が可能となったことから、障害者へのサービス提供という面で大きな事情変化が生じて いる。

さらに、この改正により受入可能な事業所は、本県において平成22年度に0箇所であったものが、平成26年 4月1日現在で16箇所と増加しており、今後も需要の増大が見込まれ、過疎地域等におけるサービス提供と して求められるところである。

よってこのサービスを、いかに効果的に実施できるようにしていくかという点において、このサービスを推進し ていく行政として考えていくべきところであり、制度活用に向けた議論は新たな論点となりうると考える。 また、本県の提案に対する回答として管理番号118-1においては「対応不可」との回答がある一方、管理番 号118-2においては「現行規定により対応可能」と各所管局から個別に回答されていることから、介護保険 法、障害者総合支援法の双方を総合的に勘案した際、本提案が現行規定により対応可能か不可能かを明ら かにされたい。

今回の提案の趣旨としては、介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員に対して、介 護保険法上は「従うべき基準」、障害者総合支援法は「標準」となっていること等について、地方分権を求め るものである。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体と の間で十分確認を行うべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

介護支援専門員による各利用者の状況把握及びサービス調整に影響が出ない範囲で、提案団体の提案の 実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

小規模多機能型居宅介護の在り方等については、社会保障審議会介護給付費分科会における議論を踏 まえ対応していくべきものであり、今回のご提案に対して対応することはできない。

なお、障害者総合支援法の基準該当生活介護・基準該当短期入所とみなされた小規模型多機能型居宅介 護事業所の登録定員及び利用定員(以下、単に「定員」という。)についても、あくまで介護保険法の小規模 多機能型居宅介護事業所の定員の範囲内かつ介護保険サービスの利用者に対するサービスの提供に影 響のない範囲での利用としているものであり、介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所の定員が従う べき基準である以上、この定員を超えて設定することはできない。

厚生労働省 第2次回答

管理番号 | 119-1 | 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 | 提案分野 | 医療・福祉

提案事項 (事項名) 小規模多機能型居宅介護事業所での障害者受入基準(通所利用定員)を定める条例に係る基準 の緩和

提案団体 静岡県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所を、障害者総合支援法の基準該当生活介護事業所・基準該当短期入所事業所として利用する際の通所利用定員については、介護保険法第78条の4第3項の規定により厚生労働省令で定める基準に従い市町村条例で定めることとされている。合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて必要な内容を各市町村条例で定めることができるようにするため、当該「従うべき基準」を「参酌基準」又は「標準」に改めることを求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案の背景】

介護保険制度の定着に伴い、高齢者介護サービスの基盤整備が進む一方で、障害福祉サービスが身近にない、または施設まで通うことが困難な場合があるなどの課題も生じている。平成26年3月現在、本県においては、支給決定を受けたが障害サービスを受けていない障害者が、生活介護は142人、短期入所は4,557人いる状況である。障害のある方が住みなれた地域でサービスを受けられるようにするためには、高齢者施設での障害のある方の受入を促進していく必要がある。一方、障害者総合支援法の基準該当制度を活用可能な事業所は、平成22年度に0箇所であったものが、現在15箇所と増加し、今後も増えていくことが見込まれている。

【制度改正の必要性】

介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所において、障害者総合支援法に基づく基準該当生活介護・基準該当短期入所を受け入れる場合、その通いの利用定員は高齢者、障害者あわせて15人以下とされているが、現状では、高齢者の通いの利用者は定員に対して飽和状態のため、障害者の受入が不可能となっているケースも多い。障害者を受け入れる場合には、通所利用定員を増やすことを可能とすることにより、障害者の受け入れを促進することができる。

【懸念への対応】

通所利用定員を増やすことによる介護の質の低下が懸念されるが、介護保険法に基づく人員基準は遵守されるため介護の質の低下は防ぐことができる。

また、増やす定員数を3人以下(通所利用定員を18人以下)とすることで、影響を最小限にすることができる。

根拠法令等

介護保険法第78条の4第3項

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第1 条第3号、第66条第2項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第1条第4号、第94条の2第2号

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現行基準である「従うべき基準」は、平成21年10月の第3次勧告を受けて規定されたものであり、その後の 平成22年6月の省令改正により障害者総合支援法による介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業 所への障害者の受入が可能となったことから、障害者へのサービス提供という面で大きな事情変化が生じて いる。

さらに、この改正により受入可能な事業所は、本県において平成22年度に0箇所であったものが、平成26年 4月1日現在で16箇所と増加しており、今後も需要の増大が見込まれ、過疎地域等におけるサービス提供と して求められるところである。

よってこのサービスを、いかに効果的に実施できるようにしていくかという点において、このサービスを推進し ていく行政として考えていくべきところであり、制度活用に向けた議論は新たな論点となりうると考える。 また、本県の提案に対する回答として管理番号119-1においては「対応不可」との回答がある一方、管理番 号119-2においては「現行規定により対応可能」と各所管局から個別に回答されていることから、介護保険 法、障害者総合支援法の双方を総合的に勘案した際、本提案が現行規定により対応可能か不可能かを明ら かにされたい。

今回の提案の趣旨としては、介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用定員に対して、介 護保険法上は「従うべき基準」、障害者総合支援法は「標準」となっていること等について、地方分権を求め るものである。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

定員が増加することによる利用者への影響及びサービスの質の低下のない範囲で、提案団体の提案の実 現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

小規模多機能型居宅介護の在り方等については、社会保障審議会介護給付費分科会における議論を踏ま え対応していくべきものであり、今回のご提案に対して対応することはできない。

なお、障害者総合支援法の基準該当生活介護・基準該当短期入所と見なされた小規模多機能型居宅介護 事業所の登録定員及び利用定員(以下、単に「定員」という。)は標準とすべき基準であるが、これは、あくま で介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所の定員の範囲内かつ介護保険サービスの利用者に対す るサービスの提供に影響のない範囲内の利用としているものであり、介護保険法の小規模多機能型居宅介 護事業所の定員が従うべき基準である以上、この定員を超えて設定することはできない。

厚生労働省 第2次回答

管理番号 | 119-2 | 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 | 提案分野 | 医療・福祉

提案事項 小規模 (事項名)

小規模多機能型居宅介護事業所での障害者受入基準(通所利用定員)を定める条例に係る基準 の緩和

提案団体 静岡県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所を、障害者総合支援法の基準該当生活介護事業所・基準該当短期入所事業所として利用する際の通所利用定員については、介護保険法第78条の4第3項の規定により厚生労働省令で定める基準に従い市町村条例で定めることされている。合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて必要な内容を各市町村条例で定めることができるようにするため、当該「従うべき基準」を「参酌基準」又は「標準」に改めることを求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案の背景】

介護保険制度の定着に伴い、高齢者介護サービスの基盤整備が進む一方で、障害福祉サービスが身近にない、または施設まで通うことが困難な場合があるなどの課題も生じている。平成26年3月現在、本県においては、支給決定を受けたが障害サービスを受けていない障害者が、生活介護は142人、短期入所は4,557人いる状況である。障害のある方が住みなれた地域でサービスを受けられるようにするためには、高齢者施設での障害のある方の受入を促進していく必要がある。一方、障害者総合支援法の基準該当制度を活用可能な事業所は、平成22年度に0箇所であったものが、現在15箇所と増加し、今後も増えていくことが見込まれている。

【制度改正の必要性】

介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所において、障害者総合支援法に基づく基準該当生活介護・基準該当短期入所を受け入れる場合、その通いの利用定員は高齢者、障害者あわせて15人以下とされているが、現状では、高齢者の通いの利用者は定員に対して飽和状態のため、障害者の受入が不可能となっているケースも多い。障害者を受け入れる場合には、通所利用定員を増やすことを可能とすることにより、障害者の受け入れを促進することができる。

【懸念への対応】

通所利用定員を増やすことによる介護の質の低下が懸念されるが、介護保険法に基づく人員基準は遵守されるため介護の質の低下は防ぐことができる。

また、増やす定員数を3人以下(通所利用定員を18人以下)とすることで、影響を最小限にすることができる。

根拠法令等

介護保険法第78条の4第3項

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第1 条第3号、第66条第2項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第1条第4号、第94条の2第2号

回答区分 D 現行規定により対応可能

障害者総合支援法における基準該当生活介護事業所・基準該当短期入所事業所の利用定員について は、「従うべき基準」ではなく「標準」であり、現行規定で対応済みである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現行基準である「従うべき基準」は、平成21年10月の第3次勧告を受けて規定されたものであり、その後の 平成22年6月の省令改正により障害者総合支援法による介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業 所への障害者の受入が可能となったことから、障害者へのサービス提供という面で大きな事情変化が生じて いる。

さらに、この改正により受入可能な事業所は、本県において平成22年度に0箇所であったものが、平成26年 4月1日現在で16箇所と増加しており、今後も需要の増大が見込まれ、過疎地域等におけるサービス提供と して求められるところである。

よってこのサービスを、いかに効果的に実施できるようにしていくかという点において、このサービスを推進し ていく行政として考えていくべきところであり、制度活用に向けた議論は新たな論点となりうると考える。 また、本県の提案に対する回答として管理番号119-1においては「対応不可」との回答がある一方、管理番 号119-2においては「現行規定により対応可能」と各所管局から個別に回答されていることから、介護保険 法、障害者総合支援法の双方を総合的に勘案した際、本提案が現行規定により対応可能か不可能かを明ら かにされたい。

今回の提案の趣旨としては、介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用定員に対して、介 護保険法上は「従うべき基準」、障害者総合支援法は「標準」となっていること等について、地方分権を求め るものである。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体と の間で十分確認を行うべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

定員が増加することによる利用者への影響及びサービスの質の低下のない範囲で、提案団体の提案の実 現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

小規模多機能型居宅介護の在り方等については、社会保障審議会介護給付費分科会における議論を踏ま え対応していくべきものであり、今回のご提案に対して対応することはできない。

なお、障害者総合支援法の基準該当生活介護・基準該当短期入所と見なされた小規模多機能型居宅介護 事業所の登録定員及び利用定員(以下、単に「定員」という。)は標準とすべき基準であるが、これは、あくま で介護保険法の小規模多機能型居宅介護事業所の定員の範囲内かつ介護保険サービスの利用者に対す るサービスの提供に影響のない範囲内の利用としているものであり、介護保険法の小規模多機能型居宅介 護事業所の定員が従うべき基準である以上、この定員を超えて設定することはできない。

厚生労働省 第2次回答

管理番号 690 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項(事項名)

小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)の普及に向けた基準の緩和

提案団体 | 大阪府・兵庫県・和歌山県・鳥取県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

認知症高齢者が住み慣れた地域での生活を維持するために有効な介護サービスである小規模多機能型居 宅介護(地域密着型サービス)を普及させるため、人員、運営等の基準を緩和する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状・支障事例】

「小規模多機能型居宅介護」は、「通い」「訪問」「泊まり」を柔軟に組み合わせて、利用者の在宅生活の継続を支援するものであり、今後、増加が予想される認知症高齢者が住み慣れた地域での生活を維持するために有効な、市町村が指定する介護サービスである。また、地域包括ケアシステムにおいても、中核的な役割を担っていくことが可能と考えられている。

しかし、大阪府内市町村における当該サービスは、地域包括ケアシステムの圏域である中学校区(464校区)と比較し176事業者と普及が進んでいない状況である。

これは、サービスの利用に介護支援専門員(ケアマネジャー)を変更する必要があることや、少ない登録定員や利用定員などの基準が、地域の利用者ニーズや事業者の採算性などの課題となり、事業者参入の障壁となっているためである。

【制度改正の必要性】

このため、「小規模多機能型居宅介護」が普及できるよう、通いサービスの利用定員数の上限の引き上げや、介護支援専門員との契約を利用者選択とするなど、厚生労働省令(平成18年3月14日厚生労働省令第34号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」。)の基準の緩和を求める。

根拠法令等

平成18年3月14日厚生労働省令第34号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第66条第2項第1号、同項第2号、第74条第1項

介護保険法第78条の4第5項(関連)

回答区分 C 対応不可

本提案で御指摘のあった小規模多機能型居宅介護における人員配置基準及び利用定員については、市町 村の条例で定めるにあたっては「従うべき基準」とされているものである。

この「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による第3次勧告により、 「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論点が生じているとは 認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地域包括ケアシステムの構築を進めるうえで、その中核となる小規模多機能型居宅介護の現在の普及状 況は、2025年に予測される認知症高齢者数(日常生活自立度Ⅱ以上 470万人)から十分とは言えないと考 える。また、全国の事業所数は毎年、徐々に増加はしているが、その増加数は直近では大きく低下しており、 大阪府内でも同様の傾向にある。こうした点は、第3次勧告時からの事情変更などとして考えるべきではない

なお、本提案は「従うべき基準」を「参酌基準」にするものでなく、「従うべき基準」の緩和を求めるものであ る。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

小規模多機能型居宅介護の在り方等については、社会保障審議会介護給付費分科会における議論を踏ま え対応していくべきものであり、今回のご提案に対して対応することはできない。

厚生労働省 第2次回答

B 地方に対する規制緩和 医療•福祉 管理番号 276 提案区分 提案分野

提案事項 (事項名)

高齢者に対する定期巡回・随時対応サービスにおける人員基準の緩和

提案団体 埼玉県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

看護職員に係る人員基準について、利用者数に応じた段階制にするなど緩和すること。この場合、サービス の質を確保するため、基準を下回ったときの減算措置等を講じること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けていくためには、医療や介護、生活支援などのサー ビスを切れ目なく提供していく体制を整備していく必要がある。

定期巡回・随時対応サービスは、地域包括ケアシステムを構築する上で中核を担うサービスであり、本県で は、このサービスがすべての市町村で提供されるよう普及促進に努めている。

定期巡回・随時対応サービスは、二つの形態(一体型事業所、連携型事業所)で提供されているサービスで あり、現在、18事業者が25市町でサービスを提供しているが、普及率はまだ4割と低い。

その要因として、一体型事業所は、訪問看護の利用がなくても人材確保が困難な看護職員を常勤換算2.5 以上配置しなければならず、これが収益を圧迫することから参入をためらうということが挙げられる。

また、連携型で事業を実施しようとする事業所は、連携先となる指定訪問看護事業所が受け取る介護報酬 額が低いために連携先の確保が困難となっており、参入できないということが挙げられる。

【懸念の対応策等】

普及を促進するためには、一体型事業所の看護職員に係る人員基準について、基準を下回ったときの報酬 減額を担保に利用者数に応じた段階制とすること及び連携先となる既存の指定訪問看護事業所が受け取る 介護報酬額を引き上げて連携型事業所が連携先を確保しやすくすることが必要である。

根拠法令等

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の4第1項 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表3訪 問看護費ハ

回答区分 C 対応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

定期巡回・随時対応サービスは、地域包括ケアシステムを構築する上で中核を担うサービスであるため、第 101回社会保障審議会介護給付費部会において論点の一つとなっていることも踏まえ、人員基準の緩和に ついて検討をお願いしたい。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧 告を踏まえ、条例に委任する、又は条例によるい補正を許容するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

定期巡回・随時対応訪問介護看護の在り方等については、社会保障審議会介護給付費分科会における議 論を踏まえ対応していくべきものであり、今回のご提案に対して対応することはできない。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	527	提案区分	B 地方に対する規制線	暖和	提案分野	医療•福祉	
提案事項 (事項名)	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の緩和						
() X H /							
提案団体	神奈川県						
制度の所管・関係府省							
	厚生労働省						
	-	-	-			-	

求める措置の具体的内容

人員配置、居室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、 今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地 の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌 基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。

人員配置及び入所者の適切な処遇等の運営について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。

根拠法令等

老人福祉法第17条第2項

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条等

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在、都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高 く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後施設整備を進める上で、特別養護老人ホーム等の 人員配置、居室面積及び利用者の適切な処遇等の運営に関しては、「従うべき基準」であることによりその 地域にあわせた柔軟な基準設定による施設整備を促進する上で支障となることが考えられる。

地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、入所者に不利益にならない基準を設定することに支 障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定する ことにより、設置者の創意工夫を導き出し、入所者への効果的な処遇が可能となるメリットや、施設設置が促 進されるメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性 格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、 介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	528	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療•福祉			
提案事項 (事項名)	基準該当居宅サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和							
提案団体	神奈川県							
制度の所管・関係府省								
	厚生労働省							

求める措置の具体的内容

人員配置及び居室面積に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設整備を進めていくために、規制緩和を求める。

利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保等に関して「従うべき基準」が設定されているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。

人員配置及び利用者のサービスの利用等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。

根拠法令等

介護保険法第42条第2項

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第40条等

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されたものであり、すでに過去の議論におい て結論が出ており、その後特段の事情変更や新たな論点はないため対応できない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

基準該当居宅サービスの人員配置、居室面積及び利用者の適切な処遇等の運営に関しては、地方が、地 域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、 「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することによ り、設置者の創意工夫を導き出し、利用者への効果的な処遇が可能となるメリットや、施設設置が促進され るメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地 の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられるため、 「参酌基準」とすることで、都市部においても、施設整備の促進が期待されるメリットが生まれる。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしく は参酌すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性 格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、 介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	529	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療•福祉
提案事項 (事項名)	基準該当介護	—————————————————————————————————————			
(7 X 1)					
提案団体	神奈川県				

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

人員配置及び居室面積に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設整備を進めていくために、規制緩和を求める。

利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保等に関して「従うべき基準」が設定されているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。

人員配置及び利用者のサービスの利用等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。

根拠法令等

介護保険法第54条第2項

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準第58条等

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

基準該当介護予防サービスの人員配置、居室面積及び利用者の適切な処遇等の運営に関しては、地方 が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益にならない基準を設定することに支障は なく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定すること により、設置者の創意工夫を導き出し、利用者への効果的な処遇が可能となるメリットや、施設設置が促進 されるメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地 の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられるため、 「参酌基準」とすることで、都市部においても、施設整備の促進が期待されるメリットが生まれる。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしく は参酌すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性 格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、 介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	530	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案统	分野	医療•福祉
提案事項 (事項名)	指定居宅サー	ビスの従業者	f、設備及び運営に関する基	基準の緩和		
提案団体	神奈川県					
制度の所管・関係府省						
	厚生労働省					

求める措置の具体的内容

人員配置及び居室面積に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設整備を進めていくために、規制緩和を求める。

利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保等に関して「従うべき基準」が設定されているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。

人員配置及び利用者のサービスの利用等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。

根拠法令等

介護保険法第74条第3項

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第5条等

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定居宅サービスの人員配置、居室面積及び利用者の適切な処遇等の運営に関しては、地方が、地域の 事情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に 必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設 置者の創意工夫を導き出し、利用者への効果的な処遇が可能となるメリットや、施設設置が促進されるメリッ トが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地 の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられるため、 「参酌基準」とすることで、都市部においても、施設整備の促進が期待されるメリットが生まれる。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性 格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、 介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	531	提案区分	B 地方に対する	規制緩和	提案分野	医療•福祉
提案事項 (事項名)	指定介護予防	」 サービスの従	業者、設備及び運	営に関する基	基準の緩和	
	+					
提案団体	神奈川県					
制度の所管・関係府省						
	厚生労働省	•	•			

求める措置の具体的内容

人員配置及び居室面積に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施設整備を進めていくために、規制緩和を求める。

利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保等に関して「従うべき基準」が設定されているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に図られることも考えられるため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。

人員配置及び利用者のサービスの利用等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。

根拠法令等

介護保険法第115条の4第3項

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準第5条等

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定介護予防サービスの人員配置、居室面積及び利用者の適切な処遇等の運営に関しては、地方が、地 域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、 「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することによ り、設置者の創意工夫を導き出し、利用者への効果的な処遇が可能となるメリットや、施設設置が促進され るメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地 の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられるため、 「参酌基準」とすることで、都市部においても、施設整備の促進が期待されるメリットが生まれる。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性 格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、 介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	532	提案区分	B 地方に対する規制	J緩和	提案分野	医療•福祉	
提案事項 (事項名)	指定介護老人福祉施設が有する従業者の員数に関する基準の緩和						
提案団体	神奈川県						
制度の所管・関係府省							
	厚生労働省				_		

求める措置の具体的内容

人員配置に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現在、指定介護老人福祉施設に従事する従業者及びその員数に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、この基準を満たせる指定介護老人福祉施設が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった入所者の意向(ニーズ)に十分対応することができなくなることが想定される。

また、様々な状況を抱える入所者の立場に立った支援の提供において、指定介護老人福祉施設の創意工夫が活かせない状況にあり、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。

この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は、指定介護老人福祉施設を利用する入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう施策を図ることができる。

このため、人員配置について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。

根拠法令等

介護保険法第88条第3項

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条等

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定介護老人福祉施設の人員配置に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、入 所者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都 道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出し、入所者への効 果的な処遇が可能となるメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

人員配置について、「従うべき基準」を撤廃し、「参酌基準」とすることにより、都道府県は、指定介護老人福 祉施設を利用する入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に 応じた、より適切かつ柔軟な施策を図ることができるメリットが生まれる。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性 格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、 介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	533	提案区分	B 地方に対する規制	緩和	提案分野	医療•福祉			
提案事項 (事項名)	指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準の緩和								
	,								
提案団体	神奈川県	神奈川県							
制度の所管・関係府省									
	厚生労働省								
	<u>-</u>		•						

求める措置の具体的内容

居室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。

入所者の適切な処遇等の運営について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。

根拠法令等

介護保険法第88条第3項

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第3条第1項第1号ロ等

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定介護老人福祉施設の居室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関しては、地方が、地域の事情に 合わせて慎重に検討したうえで、入所者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な 場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置者の 創意工夫を導き出し、入所者への効果的な処遇が可能となるメリットや、施設設置が促進されるメリットが大 きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地 の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられるため、 「参酌基準」とすることで、都市部においても、施設整備の促進が期待されるメリットが生まれる。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性 格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、 介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	534	提案区分	B 地方に対する規制	削緩和	提案分野	医療•福祉			
提案事項 (事項名)	介護老人保健	介護老人保健施設が有する従業者の員数に関する基準の緩和							
提案団体	神奈川県	神奈川県							
制度の所管・関係府省									
	厚生労働省								

求める措置の具体的内容

人員配置に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現在、介護老人保健施設に従事する従業者及びその員数に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、この基準を満たせる介護老人保健施設が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった入所者の意向(ニーズ)に十分対応することができなくなることが想定される。

また、様々な状況を抱える入所者の立場に立った支援の提供において、介護老人保健施設の創意工夫が活かせない状況にあり、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。

この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は、介護老人保健施設を利用する入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう施策を図ることができる。

このため、人員配置について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。

根拠法令等

介護保険法第97条第2項、第4項

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第2条等

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

介護老人保健施設の人員配置に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、入所者 に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府 県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出し、入所者への効果的 な処遇が可能となるメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

人員配置について、「従うべき基準」を撤廃し、「参酌基準」とすることにより、都道府県は、介護老人保健施 設を利用する入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じ た、より適切かつ柔軟な施策を図ることができるメリットが生まれる。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性 格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、 介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	535	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療•福祉				
提案事項 (事項名)	介護老人保健	施設の設備及							
	,								
提案団体	神奈川県	神奈川県							
制度の所管・関係府省									
	厚生労働省								

求める措置の具体的内容

入所者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

入所者の適切な処遇等の運営について、今後、高齢化社会が更に進むことから、入所者の処遇を確保しつつも、施設そのものに対する更なる需要増加は必須であり、全国一律の基準が足かせとなり、需要に応えられなくなることが危惧される。そこで、地域の特性を重視した施設運営を図るため、「従うべき基準」から「参酌基準」とすることで、利用者からの様々なニーズに対して、より身近な地方自治体が適切かつ柔軟に対応出来るようにする必要がある。

根拠法令等

介護保険法第97条第1項、第4項

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第5条等

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

介護老人保健施設における入所者の適切な処遇等の運営に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎 重に検討したうえで、入所者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは 認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置者の創意工夫を 導き出し、入所者への効果的な処遇が可能となるメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。

なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

入所者の適切な処遇等の運営について、「従うべき基準」を撤廃し、「参酌基準」とすることにより、都道府県 は、介護老人保健施設を利用する入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよ う、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な施策を図ることができるメリットが生まれる。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性 格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、 介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	536	提案区分	B 地方に対する	規制緩和	提案分野	医療•福祉		
提案事項 (事項名)	指定介護療養	型医療施設か	「有する従業員の	員数に関する	基準の緩和			
\ T ',								
提案団体	神奈川県							
制度の所管・	関係府省							
	厚生労働省							
求める措置の)具体的内容							
	人員配置に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。							
具体的な支障	章事例、地域の	実情を踏ま	えた必要性等					
加は必須	であり、全国一種	津の基準が足	かせとなり、需要	に応えられなく	くなることが危	要介護者からの需要増 惧される。 」とすることで、利用者		
からの様々	マなニーズに対し	って、より身近	な地方自治体が	適切かつ柔軟	に対応出来る	らようにする必要がある。		

根拠法令等

旧介護保険法110条第3項

旧指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準第2条等

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定介護療養型医療施設の人員配置に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、 利用者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、 都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出し、利用者への 効果的な処遇が可能となるメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。

なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

人員配置について、「従うべき基準」を撤廃し、「参酌基準」とすることにより、都道府県は、指定介護療養型 医療施設を利用する入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実 情に応じた、より適切かつ柔軟な施策を図ることができるメリットが生まれる。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性 格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、 介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	537	提案区分	B 地方に対する	5規制緩和	提案分野	医療•福祉			
提案事項 (事項名)	指定介護療養	指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準の緩和							
提案団体	神奈川県	神奈川県							
制度の所管・関係府省									
	厚生労働省								
	-					<u>-</u>			

求める措置の具体的内容

病室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域 の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

病室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関して、今後、高齢化社会が更に進むことから、施設そのものに対する要介護者からの需要増加は必須であり、全国一律の基準が足かせとなり、需要に応えられなくなることが危惧される。

そこで、地域の特性を重視した人員配置を図るため、「従うべき基準」から「参酌基準」とすることで、利用者からの様々なニーズに対して、より身近な地方自治体が適切かつ柔軟に対応出来るようにする必要がある。

根拠法令等

旧介護保険法110条第3項

旧指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準第3条等

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定介護療養型医療施設の病室面積及び入所者の適切な処遇等の運営に関しては、地方が、地域の実情 に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益とならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要 な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、指定介 護療養型医療施設事業者の創意工夫を導き出し、利用者への効果的なサービス提供を行うことができると いうメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

病室面積及び入所者の適切な処遇等の運営について、「従うべき基準」を撤廃し、「参酌基準」とすることに より、都道府県は、指定介護療養型医療施設を利用する入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活 を営むことができるよう、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な施策を図ることができるメリットが生まれ る。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性 格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、 介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。

厚生労働省 第2次同答

			字工刀 锄官	9 为4人四百				
管理番号	555	提案区分	B 地方に対す	「る規制緩和	提案分野	医療•福祉		
提案事項 (事項名) 指定居宅サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の約								
提案団体	神奈川県 神奈川県							
制度の所管・	関係府省							
	厚生労働省							
求める措置の	求める措置の具体的内容							
「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に 図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求める。								
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等								
			「従うべき基準」	により法人格を	有する者に限	定することは、事業者の		
今後の排	拡大の検討に支障がある。 今後の指定居宅サービスの需要を賄う手段として、地域の実情に応じた事業者の拡大を図るためには、法 人格の無い事業者の参入も検討できるようにする必要がある。							

根拠法令等

介護保険法第70条第3項

介護保険法施行規則第126条の4の2

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定居宅予防サービス事業の指定に関しては、法人格の有無に関わらず、その事業者が事業を実施する能 力があるかどうかが重要であり、それは地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益とな らない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の 実情に合わせた基準を設定することにより、地域の実情に応じた高齢者福祉事業を展開することができると いうメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

基準の緩和により、法人格の取得が不要となれば、事業者にとって法人格取得のための手続きが不要にな るとともに、住民にとっても、様々な事業者を選べるなどのメリットがある。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性 格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、 介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	556	提案区分	B 地方に対す	る規制緩和	提案分野	医療•福祉
提案事項 (事項名)	指定介護予防· 緩和	サービス事業	者の指定に関す	する基準のうち、	申請者の法力	人格の有無に係る基準の
提案団体	神奈川県					
制度の所管・	関係府省					
	厚生労働省					
	P					

求める措置の具体的内容

「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に 図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

指定介護予防サービス事業の申請者を、「従うべき基準」により法人格を有する者に限定することは、事業者の拡大の検討に支障がある。

今後の指定介護予防サービスの需要を賄う手段として、地域の実情に応じた事業者の拡大を図るためには、法人格の無い事業者の参入も検討できるようにする必要がある。

根拠法令等

介護保険法第115条の2第3項

介護保険法施行規則第140条の17の2

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定介護予防サービス事業の指定に関しては、法人格の有無に関わらず、その事業者が事業を実施する能 力があるかどうかが重要であり、それは地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益とな らない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の 実情に合わせた基準を設定することにより、地域の実情に応じた高齢者福祉事業を展開することができると いうメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

基準の緩和により、法人格の取得が不要となれば、事業者にとって法人格取得のための手続きが不要にな るとともに、住民にとっても、様々な事業者を選べるなどのメリットがある。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしく は参酌すべき基準へ移行するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性 格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、 介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	557	提案区分	B 地方に対す	る規制緩和	提案分野	医療•福祉
提案事項 (事項名)	指定介護老人を る基準の緩和	福祉施設の排	旨定に関する基準	 隼のうち、指定対	†象となる施設	及びその入所定員に係
提案団体	神奈川県					
制度の所管・	関係府省					
	厚生労働省					
求める措置の)具体的内容					

指定対象となる施設及びその入所定員に関して、「従うべき基準」が設定されているため、今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、撤廃するなど規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

指定介護老人福祉施設として指定対象となる施設及び入所定員を、「従うべき基準」により限定することは、施設の拡充の検討に支障がある。

今後の指定介護老人福祉施設の需要を賄う手段として、地域の実情に応じた施設の拡充を図るためには、基準の緩和も検討できるようにする必要がある。

根拠法令等

介護保険法第86条第1項

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定介護老人福祉施設における指定対象となる施設と入所定員に関しては、地方が、地域の実情に合わせ て慎重に検討したうえで、利用者に不利益とならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」と は認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、指定介護老人福祉 施設の創意工夫を導き出し、利用者への効果的なサービス提供を行うことができるというメリットが大きい。 したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。

なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

指定介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員について、「従う べき基準」を撤廃し、「参酌基準」とすることにより、都道府県は、指定介護療養型医療施設を利用する入所 者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じた、より適切かつ 柔軟な施策を図ることができるメリットが生まれる。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性 格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、 介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	559	提案区分	B 地方に対す	る規制緩和	提案分野	医療•福祉			
提案事項 (事項名)	指定居宅介護支援事業者が有する従業者の員数に関する基準の緩和								
	_								
提案団体	神奈川県								
制度の所管・	関係府省								
	厚生労働省								
求める措置 <i>の</i>)具体的内容								
	基準」とされてい ことが考えられる				月者のサービ.	スの利用等がより適切に			
	章事例、地域の								
				、「従うべき基準.	」により限定す	「ることは、地域の実情			
	適切な職員配置。 5定民宅企議支			いた海切な職員の	記置を図るた.	めには、基準以外の方			
-	とも検討できる			した心 別な戦員	に回ぐ区の/こ	がには、季年以外の方			

根拠法令等

介護保険法第81条第3項

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第2条等

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定居宅介護支援事業における従業者の員数に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に検討し たうえで、利用者に不利益とならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められな い。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、指定居宅介護支援事業者の創 意工夫を導き出し、利用者への効果的なサービス提供を行うことができるというメリットが大きい。 したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしく は参酌すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性 格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、 介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。

厚生労働省 第2次回答

	1			T					
560	提案区分	B 地方に対す	する規制緩和	」提案分野	医療•福祉				
指定居宅介護	指定居宅介護支援事業者の支援の事業の運営に関する基準の緩和								
神奈川県									
·関係府省									
厚生労働省									
の具体的内容									
					者のサービスの利用等				
宅介護支援事業 情に応じた適切 指定居宅介護支	者の支援の な事業運営基 援における地	事業の運営に関 基準の検討に支 地域の実情に応	関する基準を、「従 に障がある。						
3	神奈川県・関係所省 厚生労働省 の具体的内容を動物であること が「図られること で事のでは、地域をある。と では、地域を表して、ものでは、地域を表して、ものでは、地域を表して、ものでは、地域を表して、ものでは、地域を表して、ものでは、地域を表して、ものでは、地域を表して、ものでは、ものでは、ものでは、ものでは、ものでは、ものでは、ものでは、ものでは	指定居宅介護支援事業者の 神奈川県 ・関係府省 厚生労働省 の具体的内容 が「従うべき基準」とされてい切に図られることが考えられる を介護支援事業者の支援の に応じた適切な事業運営を 指定居宅介護支援における地	指定居宅介護支援事業者の支援の事業の 神奈川県 ・関係府省 厚生労働省 の具体的内容 が「従うべき基準」とされているが、今後、基切に図られることが考えられるため、撤廃する で事例、地域の実情を踏まえた必要性等 宅介護支援事業者の支援の事業の運営に限 に応じた適切な事業運営基準の検討に支	指定居宅介護支援事業者の支援の事業の運営に関する基準の関係所省 「厚生労働省 の具体的内容をが「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことが切に図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を関するとが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を関するとが表えられるため、撤廃するなど規制緩和を関するとが表えられるため、撤廃するなど規制緩和を関するとが表情に応じた適切な事業の運営に関する基準を、「行政情に応じた適切な事業運営基準の検討に支障がある。指定居宅介護支援における地域の実情に応じた適切な事業	指定居宅介護支援事業者の支援の事業の運営に関する基準の緩和 神奈川県 ・関係府省 厚生労働省 の具体的内容 をが「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用切に図られることが考えられるため、撤廃するなど規制緩和を求める。 で事例、地域の実情を踏まえた必要性等 宅介護支援事業者の支援の事業の運営に関する基準を、「従うべき基準」を情に応じた適切な事業運営基準の検討に支障がある。 指定居宅介護支援における地域の実情に応じた適切な事業運営を図るた				

根拠法令等

介護保険法第81条第3項

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第4条等

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定居宅介護支援事業者の事業運営に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、 利用者に不利益とならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、 都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、指定居宅介護支援事業者の創意工夫を導き 出し、利用者への効果的なサービス提供を行うことができるというメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしく は参酌すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性 格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、 介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	561	提案区分	B 地方に対す	る規制緩和	提案分野	医療•福祉		
提案事項 (事項名)	指定居宅介護 和)指定に関する	基準のうち、申請	情者の法人格(の有無に係る基準の緩		
提案団体	神奈川県	神奈川県						
制度の所管・	関係府省							
	厚生労働省							
	D							

求める措置の具体的内容

「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に 図られることも考えられるため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

現行規定では、申請者が法人格を有しない場合、居宅介護支援事業の指定ができないため、事業を実施する能力はあるが法人格のない団体への指定ができず、県が実施する高齢者福祉事業の推進に支障を来たしている。

【地域の実情を踏まえた必要性】

本県では居宅介護支援事業者が不足しているが、規制を緩和することによって、今後高齢者が増加が想定される本県において、地域の実情に応じた居宅介護支援事業を展開することが可能となり、高齢者福祉に資する。

根拠法令等

介護保険法第79条第2項

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定居宅介護支援事業の指定に関しては、法人格の有無に関わらず、その事業者が事業を実施する能力 があるかどうかが重要であり、それは地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益となら ない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実 情に合わせた基準を設定することにより、地域の実情に応じた高齢者福祉事業を展開することができるとい うメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしく は参酌すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性 格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、 介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	562	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療•福祉	
提案事項 (事項名)	基準該当居宅	介護支援の従	逆業者及び運営に関する基	準の緩和		
提案団体	神奈川県					
制度の所管·関係府省						
	厚生労働省					

求める措置の具体的内容

「従うべき基準」とされているが、今後、基準を見直すことによって、利用者のサービスの利用等がより適切に 図られることも考えられるため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

現行規定では、居宅介護支援の従業者及び運営について、介護保険法第47条第1項に基づく「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」で詳細に定められているため、事業を実施する能力はあるが、個別の基準を満たさない団体が除外されており、県が実施する高齢者福祉事業の推進に支障を来たしている。

【地域の実情を踏まえた必要性】

本県では居宅介護支援事業者が不足しているが、規制を緩和することによって、今後高齢者が増加が想定される本県において、地域の実情に応じた居宅介護支援事業を展開することが可能となり、高齢者保健福祉に資する。

根拠法令等

介護保険法第47条第1項

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第30条等

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

居宅介護支援事業の従業者及び運営に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、 利用者に不利益とならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、 都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、居宅介護支援事業者の創意工夫を導き出 し、利用者への効果的なサービス提供を行うことができるというメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしく は参酌すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性 格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、 介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。

厚生労働省 第2次回答

 管理番号
 554
 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

 提案事項 (事項名)
 社会福祉施設の設備及び運営に関する基準 (軽費老人ホームに係る部分)の緩和

 提案団体
 神奈川県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

人員配置、居室面積及び利用者の適切な処遇等の運営に関して、「従うべき基準」が設定されているため、 今後、地域の実情に応じた施策を進めていくために、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられ、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた施設整備が可能となる。

人員配置及び利用者の処遇等について、今後、社会環境等の変化に伴い、基準の見直しが必要となった場合に、「参酌基準」とすることで、地域の実情に応じた、より適切かつ柔軟な対応が可能となる。

根拠法令等

社会福祉法第65条第2項

老人福祉法20条の6

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条等

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

軽費老人ホームの人員配置、居室面積及び利用者の適切な処遇等の運営に関しては、地方が、地域の実 情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益とならない基準を設定することに支障はなく、「真に必 要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、事業 者の創意工夫を導き出し、利用者への効果的なサービス提供を行うことができるというメリットが大きい。 したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

都市部においては、施設整備に必要となるまとまった土地を確保することが難しいことや、地価が高く、土地 の購入に対する負担が大きいことなどから、今後、施設整備を進める上で支障となることが考えられるため、 「参酌基準」とすることで、都市部においても、施設整備の促進が期待されるメリットが生まれる。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性 格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、 介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。

厚生労働省 第2次回答

B 地方に対する規制緩和 医療•福祉 管理番号 795 提案区分 提案分野

提案事項 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)及び介護老人保健施設の設備及び運営に関する (事項名) 基準の「従うべき基準」の見直し

提案団体 兵庫県【共同提案】和歌山県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の設備及び人員配置基準について、全国一律で「従うべき 基準」とされているものを、必要となる財源を措置した上で「参酌すべき基準」に見直すこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【本県の状況】

特別養護老人ホームの場合、現在は要介護1以上の高齢者が入所可能であるが、入所者の平均要介護度 が4を超えているため、職員配置基準(利用者:職員=3:1)を超えた人員配置を行っている(従来型2.19、ユ ニット型1.60)。

【支障事例】

平成27年度から特別養護老人ホームへの入所要件が原則要介護3以上となるため、平均要介護度は更に 高くなると見込まれ、職員も今以上の人員配置を行わなければ運営は困難となる。また、退所率は現在の約 22%から30%程度まで上昇する見込みである。

2025年を見据えると、今後高齢化率が安定化すると予想される(65歳以上人口増加率が比較的低い)ものの 施設整備が量的に進んでいる県と、今後急速な高齢化が予想(65歳以上人口増加率が比較的高い)されな がら施設整備が進んでいない都府県において、退所率の増加に伴う特養の利用状況が異なる(空室の増加 等)ことが予測される。

【制度改正の必要性】

利用状況に応じた人員配置を行わないと運営が成り立たない施設も生じると考えられるため、全国一律の配 置基準ではなく、都道府県の実情に応じた対応ができるよう参酌標準(要介護度の割合別や規模別の人員 配置基準を段階別に設定)が必要である。

必要な設備や人員配置については、全国一律で「従うべき基準」とされている、各都道府県がそれぞれ利用 実態を踏まえた基準を定めるとともに、当該基準に連動した介護報酬が確保されることにより、住み慣れた 地域で安定したサービスの提供が可能となる。

【改正による効果】

全国一律の人員配置基準から施設の利用実態を踏まえた基準(要介護度の割合別、規模別等)に見直すこ とにより、充実した人員配置が確保できることから、利用者の立場に立ったケアが可能となる。

ケアに応じた介護報酬の適切な評価に繋がり、職員の給与改善にも資する。

根拠法令等

介護保険法第88条の3

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第1項第3号イ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

回答区分 C 対応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地域の実情に精通した地方公共団体の方が適切に対応することが可能であるため、実情に沿った人員配 置基準とそれに連動した介護報酬の設定を行うことができるよう、全国一律の「従うべき基準」の参酌基準化 を図るべきである。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性 格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、 介護保険制度においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	449	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療·福祉				
提案事項 (事項名)	指定医療機関等		指定医療機関の指定の移譲						
提案団体	神奈川県	神奈川県							
制度の所管・									
	厚生労働省								
求める措置 <i>の</i>)具体的内容								
			る医療機関等と合わせ、国 るため提案する。	開設病院等の指	定事務についても、都道				
 具体的な支障	章事例、地域の	実情を踏ま	えた必要性等						
			の指定は、国が行うものの、として支障がない。	医療費公費負担	の実務は県で担っている				
根拠法令等									
生活保護	法第49条								

回答区分 C 対応不可

地方自治体の首長も含めて参加した「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」 報告書(平成25年1月25日)においても、国(地方厚生局)による直接指導を行えるようにすることが求められ るなど、国(地方厚生局)の積極的な関与が期待されている。

こうした地方自治体からの意見等を踏まえ、昨年、生活保護法を改正して指定医療機関制度を見直し、国 の関与を強めることとしていることを考慮すると、当該事務については、国(地方厚生局)において引き続き実 施すべきである。

なお、改正生活保護法については、施行後5年を目処とした検討規定が定められており、ご提案の事項に ついては、こうした中で検討してまいりたい。

【参考】

社会保障審議会 生活困窮者の支援の在り方に関する特別部会報告書(平成25年1月25日) (指定医療機関に対する指定や指導等に係る体制強化・負担軽減)

指定医療機関への指導に当たって、地方自治体のみでは指導に当たる医師を確保することが困難なため に、十分な指導ができるとは言い難い状況にある。このため、国による直接指導も併せて実施できるようにし た上で、地方厚生局に専門の指導監査職員を増配置することを検討すべきである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書(平成25年1月25日)において は、地方自治体が適切な支援を行えるようにするための体制整備等について期待されているところであり、 国(地方厚生局)の積極的な関与が期待されているからといって、国自らが行わなければならないということ はない。また、各都道府県は、従前から医療機関の指定事務を行っており、生活保護法に規定する指定医 療機関の指定についても対応可能であることから、移譲に向けて積極的に検討すべきである。

全国知事会からの意見

手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

従来、「児童福祉法」に規定する指定療育医療機関や、「母子保健法」に規定する指定養育医療機関は、国が開設した病院等については、国が指定を行うものとされていたが、「国から地方公共団体への事務・権限の委譲等に関する当面の方針について」(平成25年度)における検討の結果、都道府県に権限が移譲された。

一方、生活保護法に規定する指定医療機関については、「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書(平成25年1月25日)において、地方自治体のみでは指導にあたる医師を確保することが困難で、十分な指導が期待できず、国の積極的な関与が求められていること等が報告されたことを踏まえ、権限移譲の対象外として整理された。

こうした経緯を踏まえ、現時点で見直すことは考えていない。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	586	提案区分	B 地方に対す	る規制緩和	提案分野	医療•福祉		
提案事項 (事項名)	地方社会福祉							
(デスロ)								
提案団体	京都府•大阪府	₹∙兵庫県•徳	島県					

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

社会福祉法第7条の地方社会福祉審議会必置規定を廃止し、民生、障害、児童福祉などの分野ごとの個別法に位置づけなおす。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

社会福祉に関しては民生、障害、児童福祉、高齢者など個別分野ごとに重要な懸案事項が数多くあり、それぞれ社会福祉審議会の専門分科会等の協議の場が存在している。

地方社会福祉審議会は法定必置となっているが、大括りの「社会福祉に関する事項」を幅広な見識を持つ委員が集まり協議する場では、実質的な審議を行うのが難しい一方で、多くの委員を委嘱する必要があるため、事務が煩雑である。

【制度改正の効果】

実質的審議が形骸化している地方社会福祉審議会の必置規定を廃止し、個別法に位置づけなおすことで、 地方社会福祉審議会本体の運営事務(委員委嘱、開催等)の軽減につながるとともに、地方の実情や社会 福祉分野の現状に即した運営が可能となる。

根拠法令等

社会福祉法第7条

回答区分 C 对応不可

現状においても社会福祉に関して、人材育成の問題や地域福祉等、高齢者、障害者、子どもの枠を超えて 議論すべき重要性は増しており、地方自治体で有識者が協議を行うことは必要である。

現行法どおり、分野を横断し福祉分野全体で議論する必要があるものは社会福祉審議会で協議し、個別 分野ごとの懸案事項は専門分科会で協議することで、地方の実情や社会福祉分野の現状に即した運営は 可能である。

なお、委員の定数等の規定については「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため の関係法律の整備に関する法律」(平成25年法律第44号)にて撤廃しているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

横断的な課題であるからといって、現在構成されている委員すべての有識者等が毎回一堂に会して議論 することは非効率であり、必要性もない。結果的に開催実態は形骸化している。

社会福祉行政に関する地域の自主性、自立性をより一層高めるため、委員の定数規定だけでなく、審議会 の必置規定自体を廃止し、地域の実情に即した協議の枠組みに議論の場を移行させることを目的に提案す るものである。

全国知事会からの意見

全国一律の必置規制は廃止すべき。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

議論する場は最低限必要として、国で社会福祉審議会の必置を義務付けているところであるが、委員の定 数や開催方法を含め、どのような議論をするかは各自治体に任せているところ。社会福祉審議会の必置義 務があるからといって、自治体の自由な議論を妨げるものではない。

福祉のニーズは高齢・障害・児童等の枠を超え、常に変化し続けるものである。すべての福祉ニーズに対応 出来る場を設けるためにも、全体的な議論の場は不可欠である。

また、仮に全体的な議論の場が不要と自治体が考えていたとしても、人口減少や社会の変化を踏まえ、全体 的な議論の場が必要となる状況は常に想定できる。よって、社会福祉審議会必置義務は廃止することができ ない。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	654	提案区分	A 権限移譲		提案分野	医療•福祉
提案事項 (事項名)	民生委員委嘱	に係る委嘱権	限の都道府県への移	譲		
提案団体	福島市					
制度の所管・	関係府省					
	厚生労働省					
求める措置の)具体的内容					
民生委員	委嘱に係る委嘱	権限の都道原	苻県への移譲			

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

民生委員法第3条において、民生委員を市町村の区域に置くこととなっており、同法第5条で都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が民生委員を委嘱すると規定されている。

都道府県知事の推薦の前に、市町村で民生委員推薦会を開催し候補者の推薦を行うことになっているが、 市町村の候補者推薦以降、委嘱状の送付までに2ヶ月、場合によってはそれ以上要することがある。 このため、民生委員に欠員が生じた場合、地区民生委員で組織する民生委員協議会では、欠員委員の分を 他の民生委員がカバーしている状況にある。

【制度改正の必要性】

上記のとおり委嘱までの期間が2ヶ月以上要している現状は、地区民生委員協議会の職務遂行に多大なる 影響がある。

よって、委嘱権限を厚生労働省から都道府県へ移譲すれば、委嘱までの期間が短縮され、地域の実情に応じた民生委員活動を早期に開始できるとともに、地区民生委員協議会の職務遂行にかかる負担軽減となると考えられる。"

根拠法令等

民生委員法第5条

回答区分 C 対応不可

民生委員・児童委員の委嘱については、憲法25条に基づき社会福祉の向上及び増進は国の責務であるこ とを踏まえ、社会福祉行政の最終責任者である厚生労働大臣がこれを行うこととし、これにより、国民一般の 民生委員等の活動に対する認知度、民生委員等自身による自覚、活動意欲の向上を促すとともに、その活 動の活性化を期待しているものである。

民生委員の多くは、大臣委嘱がその使命感、責任感の源泉となっており、全国民生委員児童委員連合会 からも厚生労働大臣の委嘱は堅持すべきとの要望を受けており、厚生労働省としてもこれを堅持すべきと考 えている。

いずれにしても、まずは、民生委員等の当事者間での丁寧な議論を行うべきであると考えている。

なお、従来、民生委員等の委嘱に当たっては、市町村が推薦した候補者について都道府県が地方社会福 祉審議会の意見を聞いた上で、厚生労働大臣に推薦することとされていたところ、「地域の自主性及び自立 性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成25年法律第44号)による 民生委員法の改正により、欠員補充の際の手続の迅速化等を図る観点から、都道府県における地方社会 福祉審議会への意見聴取が努力義務化されたところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

具体的な支障事例にも記載したが、委嘱までの期間、民生委員協議会では、欠員がある状態で活動をして おり、職務遂行に多大なる負担があるのが現状である。

また、地方社会福祉審議会への意見聴取は努力義務化されたところであるが、75歳以上、有職者の推薦 は従前どおり地方社会福祉審議会を経ており、これら方とそれ以外の方の委嘱までの期間に差があるのが 現状である。

「厚生労働大臣の委嘱は堅持すべき」ということであれば、市町村からの候補者推薦以降の都道府県、厚 生労働省の事務手続きの簡素化をさらに進めて委嘱までの期間短縮を図っていただき、具体的な短縮策を 示されたい。

全国知事会からの意見

関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

委嘱者を都道府県知事に変更することによって、民生委員活動への意欲減退につながるとの懸念意見等が あることから、慎重な検討が必要である。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

先に回答したとおり、厚生労働大臣による委嘱は維持すべきと考えている。その上で、地方社会福祉審議会 への意見聴取が努力義務とされたことに伴い、当該審議会へ意見聴取を行うのは、再推薦を行う場合や解 嘱を具申する場合など、慎重な審理を行う必要性が高い場合に限られる旨の解釈をお示ししているところで. あり、厚生労働省として75歳以上の者や有識者の推薦に当たって、一律に意見聴取を義務付けているもの ではない。これらの者の推薦に係る手続については、自治体の裁量で簡素化できるものと考えている。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	526	提案区分	B 地方に対する規制緩	和	提案分野	医療•福祉
提案事項 (事項名)	児童福祉施設	の設備及び選	運営に関する基準の緩和			
提案団体	神奈川県					
制度の所管・関係府省						
	厚生労働省					

求める措置の具体的内容

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

児童福祉施設に配置する従業者及びその員数、居室及び病室の床面積等に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、各施設とも専従要件を満たせない、面積基準を十分に満たせず量的なサービスの提供ができないといった、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることが想定される。

当該施設の専従要件や面積基準における「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は地域が抱える 課題やニーズに応じた対応を柔軟に行うことができ、児童福祉施設が常に利用者の立場に立った支援の提 供に努めことが可能になると考える。

地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。

根拠法令等

児童福祉法第45条第2項

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

回答区分 C 対応不可

子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきで あり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としてい る。その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)において、以下のとおり結 論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。

※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)抄

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核 市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。)及び児童相談所設置市)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関す る基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権 侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」 とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所にあっ ては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係 る規定は、「標準」とする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項や、児童福祉施設に配置する従業者及びその 員数、居室及び病室の床面積に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者 に不利益とならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府 県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、利用者への効果的なサービス提供を行うことができ るというメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)」において結論が出たものは 検討対象外」とはされていないことから、新たに検討すべきである。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分

C 対応不可

前回、回答したとおり、子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきである。

なお、「参酌すべき基準」としている事項や、「従うべき基準」の上乗せについては、地方自治体の実情に応 じて条例を制定することが可能となっている。

なお、提案団体の求めている事項は地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)に基づき、政府として提出し、国会の賛成多数で成立したものである。厚生労働省としては既に成立した法律の内容を否定するような事情変更があったとは考えていない。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	798	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療•福祉
------	-----	------	--------------	------	-------

提案事項(事項名)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準のうち「従うべき基準」の見直し

提案団体 | 兵庫県【共同提案】大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童福祉施設に配置する従業者及びその員数、居室及び病室の床面積その他設備に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置したうえで、「参酌すべき基準」に見直すこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【改正による効果】

保育士の配置や設備の面積については、「従うべき基準」とされているが、地域の実情に応じた基準を地域で定めることが出来れば、子どもが少なく、保育士の確保も困難な郡部や離島等で円滑な事業の実施が可能となる。

【支障事例】

保育所における給食の外部搬入について、地域によっては乳幼児数の減少から設備や調理員の確保が必要となる自園調理が大きな負担になっている民間保育所がある。運営の合理化を図るため、外部搬入を行おうとしても、この基準のために実施できない。

根拠法令等

児童福祉法第45条第2項

回答区分 C 対応不可

子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきで あり、保育の質等に深刻な影響が生じ得るものについては「従うべき基準」として全国一律の基準としてい る。その理解の下、既に「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)において、以下のとおり結 論が出ており、その後の特段の事情変更も認められない。

※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)抄

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例(制定主体は都道府県、指定都市、中核 市(ただし、助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。)及び児童相談所設置市)に委任する。

条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関す る基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権 侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」 とし、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」とする。ただし、保育所にあっ ては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係 る規定は、「標準」とする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

以下の点について、厚生労働省等関係府省の見解を求める。

- ・3歳未満児の民間保育所における給食の外部搬入については、公立保育所では特区認定により認められ ている一方で、私立保育所では認められていないため、公立保育所と私立保育所とのバランスを欠く。
- ・また、特区認定を受け外部搬入を実施していた公立保育所を民営化する場合には、外部搬入が行えなくな るなど具体の支障も生じている。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」についての構造改革特 別区域推進本部評価・調査委員会の評価では、関係府省庁の調査において弊害の除去に引き続き課題が 認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏 まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評 価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成 28年度に改めて評価を行う」こととされた。

したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めることは適切ではなく、 今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要である。

厚生労働省 第2次回答

878	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療•福祉		
栃木県						
ーロー Higの所管・関係府省						
厚生労働省						
₹ 	福祉施設等の 栃木県 「係府省	福祉施設等の設備及び運営 栃木県 「係府省	福祉施設等の設備及び運営、職員の員数等に係る従うべる 「「「「「「「「」」」」 「「「」」 「「「」」 「「「」」 「「「」」 「「「」」 「「「」」 「「「」」 「「「」」 「「「」」 「「「」」 「「「」」 「「「」」 「「「」」 「「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「	福祉施設等の設備及び運営、職員の員数等に係る従うべき基準の見直し 栃木県		

求める措置の具体的内容

福祉施設等の設備及び運営、職員の員数等に関する基準等について、「従うべき基準」を見直し、「標準」や「参酌すべき基準」とするべきである。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

福祉施設等の設備及び運営に関する基準や配置する職員の員数に関する基準等については、都道府県が条例を定めるに当たって、「厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする」とされている(児童福祉法第21条の5の18外、老人福祉法第17条第1項、介護保険法第42条第1項外、障害者自立支援法第30条第1項外)が、少子高齢化の急速な進行を背景とする人口減少社会の到来により、地域の実情は今後ますます多様化するものと考えられることから、自治体の裁量による基準設定が可能となるよう、「従うべき基準」の見直しを行い、「標準」や「参酌すべき基準」とすべきである。

根拠法令等

児童福祉法第21条の5の18外、老人福祉法第17条第1項、介護保険法第42条第1項外、障害者自立支援法 第30条第1項外

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「個性を活かし自立した地方をつくる~地方分権改革の総括と展望~」(平成26年6月24日地方分権改革有 識者会議決定)においても、福祉施設の面積や人員配置に関する基準等については、「従うべき基準」とされ ており、地方公共団体による地域の実情やニーズ等を反映した基準の制定を行う上での支障となっており、 今後速やかに「従うべき基準」となっている福祉施設の面積や人員配置に関する基準等について見直しを行 い、「参酌すべき基準」とするなど、地方の裁量の余地を広げることを目指すべきであるとされている。 また、今後の更なる人口減少が見込まれる中、少子高齢化により多様化する行政ニーズに的確に対応し、 地域の実情に合った最適なサービスを提供し、最善の施策を講じることで、地域の活力を維持していくため にも、、「従うべき基準」の見直しを行い、「標準」や「参酌すべき基準」とすべきである。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

現在の運営基準における「従うべき基準」は、平成21年の地方分権推進委員会による第3次勧告の際に、 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該施設・公物の本来的な性 格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合等について真に必要な場合に限定されているものであって、 介護保険制度等においては、人員配置基準等を「従うべき基準」としているものである。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	522	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療•福祉
------	-----	------	--------------	------	-------

提案事項 (事項名)

指定通所支援に従事する従業者に関する基準の緩和

提案団体 神奈川県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

指定通所支援に従事する従業者に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

指定通所支援については、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の 事情を踏まえた計画を作成した上で実施し、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置 を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に支援を提供しなければならない。

指定通所支援に従事する従業者及びその員数等に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、指定通所の規模が小さくてもよりきめの細かい支援を受けたい、若しくは基準を満たせる指定児童発達事業者が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった通所給付決定保護者及び障害児の意向(ニーズ)に十分対応することができなくなることが想定される。また、様々な状況を抱える障害児の立場に立った指定通所支援の提供において、指定児童発達支援事業者の創意工夫が活かせない状況にあり、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることが考えられる。

この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は、指定障害児通所支援事業者の創意工夫を県行政に反映することを検討することが可能になり、地域の状況に応じ、通所給付決定保護者及び障害児への効果的な支援が図れると考える。

なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。

根拠法令等

児童福祉法第21条の5の18第3項

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条、第6条等

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定通所支援事業に従事する従業者及びその員数等に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重に 検討したうえで、利用者に不利益とならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認めら れない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、指定通所支援事業者の創 意工夫を導き出し、利用者への効果的なサービス提供を行うことができるというメリットが大きい。 したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

現在、指定通所の規模が小さくてもよりきめの細かい支援を受けたい、若しくは基準を満たせる指定障害児 通所支援事業者が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった通所給付決定保護者及び障害児の 意向(ニーズ)に十分対応することができなくなることが想定される。

また、様々な状況を抱える障害児の立場に立った指定通所支援の提供において、指定障害児通所支援事 業者の創意工夫が活かせない状況にあり、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることが考えられる。 この「従うべき基準」を撤廃することにより、指定障害児通所支援事業者の創意工夫を県行政に反映すること を検討することが可能になり、地域の状況に応じ、通所給付決定保護者及び障害児への効果的な支援が図 れると考える。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしく は参酌すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

当該基準においては、利用者一人一人に対するサービスの質を確保するというため、ナショナルミニマムを 確保するという観点から、全国統一の基準を定めることが真に必要な基準に限り、「従うべき基準」としている ところ。したがって、現在「従うべき基準」としている基準について、地域の実情に応じて設定可能とすること は適切ではない。

厚生労働省 第2次回答

管理番号 523 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項(事項名)

指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準の緩和

提案団体 神奈川県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

指定通所支援については、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の 事情を踏まえた計画を作成した上で実施し、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置 を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に支援を提供しなければならない。

現在、指定通所支援の居室及び病室の床面積等に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、施設設備に必要なまとまった土地の確保が難しく、また地価が高く土地の購入に対する負担が大きいことから、今後の施設整備を進める上で支障が生じることが想定される。このため、利用希望者の受け入れ可能な施設が見つからず、通所給付決定保護者及び障害児の意向(ニーズ)に十分対応することができず、様々な課題を抱える地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることが考えられる。

この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は地域が抱える課題やニーズに応じた対応を柔軟に行うことができ、法の基本方針である「当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う」ことが可能になると考える。

なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。

根拠法令等

児童福祉法第21条の5の18第3項

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第10条第2項、第11条等

回答区分 C 対応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定通所支援事業の指導訓練室及び遊戯室の床面積等に関しては、地方が、地域の実情に合わせて慎重 に検討したうえで、利用者に不利益とならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認め られない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、指定通所支援事業者の創 意工夫を導き出し、利用者への効果的なサービス提供を行うことができるというメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。

なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

現在、施設設備に必要なまとまった土地の確保が難しく、また地価が高く土地の購入に対する負担が大きい ことから、今後の施設整備を進める上で支障が生じる。このため、利用希望者の受け入れ可能な施設が見 つからず、通所給付決定保護者及び障害児の意向(ニーズ)に十分対応することができず、様々な課題を抱 える状況に応じた柔軟な対応が困難となると考えられる。

この「従うべき基準」を撤廃することにより、地域が抱える課題やニーズに応じた対応を柔軟に行うことがで き、法の基本方針である「当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切か つ効果的な指導及び訓練を行う」ことが可能になると考える。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしく は参酌すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

当該基準においては、利用者一人一人に対するサービスの質を確保するというため、ナショナルミニマムを 確保するという観点から、全国統一の基準を定めることが真に必要な基準に限り、「従うべき基準」としている ところ。したがって、現在「従うべき基準」としている基準について、地域の実情に応じて設定可能とすること は適切ではない。

厚生労働省 第2次回答

管理番号 524 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項(事項名)

指定障害児入所施設等に従事する従業者に関する基準の緩和

提案団体 神奈川県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

指定障害児入所施設等に従事する従業者に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

指定入所支援については、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の 事情を踏まえた計画を作成した上で実施し、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置 を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

現在、指定入所支援に従事する従業者及びその員数に関して、「従うべき基準」が設定されていることから入所施設の規模が小さくてもよりきめの細かい支援を受けたい、若しくは基準を満たせる指定障害児入所施設等が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった入所給付決定保護者及び障害児の意向(ニーズ)に十分対応することができなくなることが想定される。また、様々な状況を抱える障害児の立場に立った指定通所支援の提供を図るにあたって、指定児童発達支援事業者の創意工夫が活かせない状況にあり、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることが考えられる。

この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は、指定児童発達支援事業者の創意工夫を県行政に 反映することを検討することが可能になり、地域の状況に応じ、入所給付決定保護者及び障害児への効果 的な支援が図れると考える。

なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。

根拠法令等

児童福祉法第24条の12第3項

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第4条等

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定障害児入所施設等に従事する従業者に関する基準の緩和に関しては、地方が、地域の実情に合わせ て慎重に検討したうえで、利用者に不利益とならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」と は認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、指定通所支援事業 者の創意工夫を導き出し、利用者への効果的なサービス提供を行うことができるというメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。

なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

現在、指定入所支援に従事する従業者及びその員数に関して、「従うべき基準」が設定されていることから入 所施設の規模が小さくてもよりきめの細かい支援を受けたい、若しくは基準を満たせる指定障害児入所施設 等が少なく、受け入れ可能な施設が見つからないといった入所給付決定保護者及び障害児の意向(ニーズ) に十分対応することができない支障が生じている、

また、様々な状況を抱える障害児の立場に立った指定入所支援の提供を図るにあたって、一律の基準で は、指定障害児入所施設の創意工夫が活かせず、柔軟な対応が困難となる。

この「従うべき基準」を撤廃することにより、指定障害児入所施設等の創意工夫を県行政に反映することを検 討することが可能になり、地域の状況に応じ、入所給付決定保護者及び障害児への効果的な支援が図れる メリットがあると考える。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

当該基準においては、利用者一人一人に対するサービスの質を確保するというため、ナショナルミニマムを 確保するという観点から、全国統一の基準を定めることが真に必要な基準に限り、「従うべき基準」としている ところ。したがって、現在「従うべき基準」としている基準について、地域の実情に応じて設定可能とすること は適切ではない。

厚生労働省 第2次回答

管理番号 525 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項(事項名)

指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等の緩和

提案団体 神奈川県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

指定入所支援については、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の 事情を踏まえた計画を作成した上で実施し、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置 を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

現在、指定入所支援の居室及び病室の床面積等に関して、「従うべき基準」が設定されていることから、施設設備に必要なまとまった土地の確保が難しく、また地価が高く土地の購入に対する負担が大きいことから、今後の施設整備を進める上で支障が生じることが想定される。このため、利用希望者の受け入れ可能な施設が見つからず、入所給付決定保護者及び障害児の意向(ニーズ)に十分対応することができず、様々な課題を抱える地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となることが考えられる。

この「従うべき基準」を撤廃することにより、都道府県は地域が抱える課題やニーズに応じた対応を柔軟に行うことができ、指定障害児入所施設等が常に障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めことが可能になると考える。

なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。

根拠法令等

児童福祉法第24条の12第3項

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第5条第3項等

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定障害児入所施設等の居室及び病室の床面積等に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検 討したうえで、利用者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められ ない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出 し、利用者への効果的な処遇が可能となるメリットや、施設設置が促進されるメリットが大きい。 したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

当該基準においては、利用者一人一人に対するサービスの質を確保するというため、ナショナルミニマムを 確保するという観点から、全国統一の基準を定めることが真に必要な基準に限り、「従うべき基準」としている ところ。したがって、現在「従うべき基準」としている基準について、地域の実情に応じて設定可能とすること は適切ではない。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	538	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療•福祉			
提案事項 (事項名)	基準該当障害福祉サービスの従業者、設備及び運営に関する基準の緩和							
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,								
提案団体	神奈川県							
制度の所管・関係府省								
	厚生労働省							

求める措置の具体的内容

基準該当障害福祉サービスの従業者、設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

基準該当障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数については、離島等を1人以上とする以外は、 一律に3人以上としている。

また、居室及び病室の床面積等については、通所介護においては3㎡以上、短期入所においては、7、43㎡以上が全国一律の従うべき基準とされており、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。本県においては、今後利用者数の増加が見込まれていることから、柔軟な対応を図れるようにすべき。そこで、食堂等と同様に、地方自治体が適切かつ柔軟に設定できる参酌基準とすべき。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等 の人員、設備及び運営に関する基準第44条等

回答区分 C 対応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

基準該当障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数に関しては、地方が、地域の事情に合わせて 慎重に検討したうえで、利用者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」と は認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置者の創意工夫 を導き出し、利用者への効果的な処遇が可能となるメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしく は参酌すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

当該基準においては、利用者一人一人に対するサービスの質を確保するというため、ナショナルミニマムを 確保するという観点から、全国統一の基準を定めることが真に必要な基準に限り、「従うべき基準」としている ところ。したがって、現在「従うべき基準」としている基準について、地域の実情に応じて設定可能とすること は適切ではない。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	539	提案区分	B 地方に対する	規制緩和	提案分野	医療•福祉		
提案事項 (事項名)	指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準の緩和							
提案団体	神奈川県							
制度の所管・関係府省								
	厚生労働省							

求める措置の具体的内容

指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

指定障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数に関して、常勤換算法にて2.5人以上とする従うべき 基準があることから、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。

本県においては、今後見込まれる利用者数などの増加に備える必要があり、利用者にとって身近な地方自治体が主体的に対応できる参酌基準とすべきである。

参酌基準とすることにより、各地方自治体毎に異なる利用者数に柔軟に対応することが出来るようになり、地域のニーズにきめ細かく応えることが出来るようになる。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第43条第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等 の人員、設備及び運営に関する基準第5条等

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されたものであり、すでに過去の議論におい て結論が出ており、その後特段の事情変更や新たな論点はないため対応できない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重 に検討したうえで、利用者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認 められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導 き出し、利用者への効果的な処遇が可能となるメリットや、施設設置が促進されるメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。

なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

常勤換算法にて2.5人以上とする従うべき基準があることから、事業所整備促進が困難となっている。

本県においては、今後見込まれる利用者数などの増加に備える必要があり、利用者にとって身近な地方自 治体が主体的に対応できる参酌基準とすべきである。

参酌基準とすることにより、各地方自治体毎に異なる利用者数に柔軟に対応することが出来るようになり、地 域のニーズにきめ細かく応えることが出来るようになる。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

当該基準においては、利用者一人一人に対するサービスの質を確保するというため、ナショナルミニマムを 確保するという観点から、全国統一の基準を定めることが真に必要な基準に限り、「従うべき基準」としている ところ。したがって、現在「従うべき基準」としている基準について、地域の実情に応じて設定可能とすること は適切ではない。

厚生労働省 第2次回答

提案区分	B 地方に対する規制緩和	」提案分野	医療•福祉					
指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準の緩和								
神奈川県								
制度の所管・関係府省								
加省								
<u></u>	」。。。。 害福祉サービスの事	書福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基本を表現します。 ・	書福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準の緩和 書福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準の緩和					

求める措置の具体的内容

指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

指定障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積が、従うべき基準とされており、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。

本県においては、今後見込まれる利用者数などの増加に備える必要があり、利用者にとって身近な地方自治体が主体的に対応できる参酌基準とすべきである。

参酌基準とすることにより、各地方自治体毎に異なる状況に応じた対応が出来るようになる。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第43条第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等 の人員、設備及び運営に関する基準第52条第1項等

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積に関しては、地方が、地域の事情に合わせて 慎重に検討したうえで、利用者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」と は認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置者の創意工夫 を導き出し、利用者への効果的な処遇が可能となるメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。

なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

本県においては、今後見込まれる利用者数などの増加に備える必要があり、基準を緩和することにより、施 設設置の促進を図り、多くの需要に応えることができるようになる。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

当該基準においては、利用者一人一人に対するサービスの質を確保するというため、ナショナルミニマムを 確保するという観点から、全国統一の基準を定めることが真に必要な基準に限り、「従うべき基準」としている ところ。したがって、現在「従うべき基準」としている基準について、地域の実情に応じて設定可能とすること は適切ではない。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	541	提案区分	B 地方に対す	る規制緩和	提案分野	医療•福祉			
提案事項 (事項名)	指定障害者支	指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準の緩和							
提案団体	神奈川県								
制度の所管・	制度の所管・関係府省								
	厚生労働省								
求める措置の)具体的内容								
	指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。								
具体的な支障	章事例、地域の	実情を踏ま	えた必要性等						
現状では、指定障害者支援施設での職員確保は容易では無いため、、一律の員数が規定されている現状の基準を規制緩和することで、柔軟な運営体制が可能となり、施設設置の促進が期待される。なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。									

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第44条第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、 設備及び運営に関する基準第4条等

回答区分 C 対応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されたものであり、すでに過去の議論におい て結論が出ており、その後特段の事情変更や新たな論点はないため対応できない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検 討したうえで、利用者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められ ない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出 し、利用者への効果的な処遇が可能となるメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

当該基準においては、利用者一人一人に対するサービスの質を確保するというため、ナショナルミニマムを 確保するという観点から、全国統一の基準を定めることが真に必要な基準に限り、「従うべき基準」としている ところ。したがって、現在「従うべき基準」としている基準について、地域の実情に応じて設定可能とすること は適切ではない。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	542	提案区分	B 地方に対する規制綴		提案分野	医療•福祉		
提案事項 (事項名)	指定障害者支援施設の事業の設備及び運営に関する基準の緩和							
() () () (_							
提案団体	神奈川県	神奈川県						
制度の所管・関係府省								
	厚生労働省							

求める措置の具体的内容

指定障害者支援施設の事業の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

指定障害者支援施設等において、利用者1名あたりの居室の床面積は、一律で規定されているが、都市部と 地方では設置コストに差が生じていることから、規制緩和により、地域の状況に応じた柔軟な対応を可能とす ることで、施設設置の促進が期待される。

なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第44条第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、 設備及び運営に関する基準第6条第1項等

回答区分 C 対応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定障害者支援施設の居室の床面積に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、 利用者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、 都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出し、施設設備の 充実が促進されるメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

当該基準においては、利用者一人一人に対するサービスの質を確保するというため、ナショナルミニマムを 確保するという観点から、全国統一の基準を定めることが真に必要な基準に限り、「従うべき基準」としている ところ。したがって、現在「従うべき基準」としている基準について、地域の実情に応じて設定可能とすること は適切ではない。

厚生労働省 第2次回答

管理番号 543 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉 提案事項 障害福祉サービス事業 地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準の

(事項名) 緩和

障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準の 緩和

提案団体 神奈川県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現状では、職員確保が容易でないところ、規定では従業者の員数は利用者数に応じた一律の員数となっており、また、利用者1名当たりの居室の床面積も一律で定められている。こうした基準をを規制緩和することで、立地環境に応じた柔軟な対応を可能とすることで、施設設置の促進が期待される。

なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第80条第2項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及 び運営に関する基準第12条等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準第10条等

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの従業者の員数及び居室の床面積に関し ては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益にならない基準を設定するこ とに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設 定することにより、設置者の創意工夫を導き出し、施設設置が促進されるメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。

なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

なお、現状では、職員確保が容易でないものの、規定では従業者の員数は利用者数に応じた一律の員数と なっており、また、利用者1名当たりの居室の床面積も一律で定められている。こうした基準を緩和すること で、職員確保の困難性も考慮した立地環境に応じた柔軟な対応を可能とすることで、施設設置の促進が期 待されるとともに、多くの需要に応えることができるようになる。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

当該基準においては、利用者一人一人に対するサービスの質を確保するというため、ナショナルミニマムを 確保するという観点から、全国統一の基準を定めることが真に必要な基準に限り、「従うべき基準」としている ところ。したがって、現在「従うべき基準」としている基準について、地域の実情に応じて設定可能とすること は適切ではない。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	544	提案区分	B 地方に対する規制緩和	和 提案分野	医療•福祉			
提案事項 (事項名)	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の緩和							
	-							
提案団体	神奈川県							
制度の所管・関係府省								
	厚生労働省							

求める措置の具体的内容

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県 の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

障害者支援施設では、従業者の員数は利用者数に応じた一律の規定となっているが、地域により職員の確保は困難な状況にある。設備面においても、利用者1名当たりの居室の床面積も一律で定められている。こうした基準をを規制緩和することで、立地環境に応じた柔軟な対応を可能とすることで、施設設置の促進が期待される。

なお、地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一 律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第84条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営 に関する基準第11条等

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

障害者支援施設の従業者の員数及び居室の床面積に関しては、地方が、地域の事情に合わせて慎重に検 討したうえで、利用者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場合」とは認められ ない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置者の創意工夫を導き出 し、施設設備の充実が促進されるメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしく は参酌すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

当該基準においては、利用者一人一人に対するサービスの質を確保するというため、ナショナルミニマムを 確保するという観点から、全国統一の基準を定めることが真に必要な基準に限り、「従うべき基準」としている ところ。したがって、現在「従うべき基準」としている基準について、地域の実情に応じて設定可能とすること は適切ではない。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	545	提案区分	B 地方に対す	る規制緩和	提案分野	医療•福祉			
提案事項 (事項名)	指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の 緩和								
提案団体	神奈川県	神奈川県							
制度の所管・関係府省									
	厚生労働省								

求める措置の具体的内容

指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

指定障害児通所支援事業者の指定に関しては、法人格の有無が基準として定められており、現状では、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。

地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。

根拠法令等

児童福祉法第21条の5の15第3項 児童福祉法施行規則第18条の34第1項

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定障害児通所支援事業者の申請者の法人格の有無に係る基準に関しては、地方が、地域の事情に合わ せて慎重に検討したうえで、利用者に不利益にならない基準を設定することに支障はなく、「真に必要な場 合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することにより、設置者の創 意工夫を導き出し、施設設置が促進されるメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしく は参酌すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

当該基準においては、利用者一人一人に対するサービスの質を確保するというため、ナショナルミニマムを 確保するという観点から、全国統一の基準を定めることが真に必要な基準に限り、「従うべき基準」としている ところ。したがって、現在「従うべき基準」としている基準について、地域の実情に応じて設定可能とすること は適切ではない。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	546	提案区分	B 地方に対す	る規制緩和	提案分野	医療•福祉		
提案事項 (事項名)	指定障害児入所施設の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準の緩和							
(T'X II)								
提案団体	神奈川県							
制度の所管·関係府省								
	厚生労働省							
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								

指定障害児入所施設の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準に関して、「従うべき 基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

指定障害児入所施設の指定に関しては、法人格の有無が基準として定められており、現状では、地域の状 況に応じた柔軟な対応が困難となっている。

地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の 規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。

根拠法令等

児童福祉法第24条の9第2項 児童福祉法施行規則第18条の34第1項

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定障害児入所施設の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準に関しては、地方が、 地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益にならない基準を設定することに支障はな く、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定することに より、設置者の創意工夫を導き出し、施設設置が促進されるメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしく は参酌すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

当該基準においては、利用者一人一人に対するサービスの質を確保するというため、ナショナルミニマムを 確保するという観点から、全国統一の基準を定めることが真に必要な基準に限り、「従うべき基準」としている ところ。したがって、現在「従うべき基準」としている基準について、地域の実情に応じて設定可能とすること は適切ではない。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	558	提案区分	B 地方に対す	る規制緩和	提案分野	医療•福祉		
提案事項 (事項名)	指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち申請者の法人格の有無に係る基準の 緩和							
提案団体	神奈川県							
制度の所管·関係府省								
	厚生労働省							

求める措置の具体的内容

指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち申請者の法人格の有無に係る基準に関して、「従うべき基準」が設定されていることにより、本県の独自性を発揮することができないため、規制緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

指定障害福祉サービス事業者の指定に関しては、法人格の有無が基準として定められており、地域の状況に応じた柔軟な対応が困難となっている。

地方分権改革の理念からすれば、国が「従うべき基準」として、地方の自主的な判断を認めず、全国一律の規制を残していること自体が問題であり、地域の実情に応じた地方自治体の判断に委ねるべきである。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第4項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の21

回答区分 C 对応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準に関しては、 地方が、地域の事情に合わせて慎重に検討したうえで、利用者に不利益にならない基準を設定することに支 障はなく、「真に必要な場合」とは認められない。むしろ、都道府県が地域の実情に合わせた基準を設定する ことにより、設置者の創意工夫を導き出し、施設設置が促進されるメリットが大きい。

したがって、国がナショナル・ミニマムを定める場合も「参酌すべき基準」とすることで十分である。 なお、提案募集要項上「第3次勧告以降の事情変更や新論点の発生がない場合には検討対象外」とはされ ていないことから、新たに検討すべきである。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

当該基準においては、利用者一人一人に対するサービスの質を確保するというため、ナショナルミニマムを 確保するという観点から、全国統一の基準を定めることが真に必要な基準に限り、「従うべき基準」としている ところ。したがって、現在「従うべき基準」としている基準について、地域の実情に応じて設定可能とすること は適切ではない。

厚生労働省 第2次回答

管理番号 796 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項 指定通所支援、指定入所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準の「従うべき基準」の見直(事項名)

事項名) しし

提案団体

兵庫県【共同提案】和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

指定障害児通所支援等に配置する従業者及びその員数、居室の床面積その他設備に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置したうえで、「参酌すべき基準」に見直すこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【第1次一括法制定時からの状況変化】

平成24年4月より障害児相談支援事業所による障害児支援利用計画の作成が必須化されている。

【支障事例】

障害児相談支援事業所の開設には、相談支援専門員の設置が必要となるが、相談支援専門員が見つからない等の事由で、平成26年6月1日現在兵庫県内の4町(市川町、香美町、新温泉町、福崎町)で障害児相談支援事業所が開設できていない。

【改正による効果】

専従要件を撤廃したとしても、障害児相談支援事業所の指定権者である市町村が必要と認める場合のみ兼 務と認めることにより、サービス提供の質が保たれる。

例えば、10人規模の放課後等デイサービス事業所と障害児相談支援事業所を一体で運営する場合、児童 発達支援管理責任者と相談支援専門員を兼務してもサービス提供に支障をきたすとは考えにくい。(業務量 から見て、それぞれ専従で配置しても安定した事業運営が困難)

このような兼務を認めることにより、相談支援専門員の職に就くことができる人材が拡大し、現在不足している障害児相談支援事業所の開設を促す事ができる。

根拠法令等

児童福祉法第21条の5の4第2項等

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条第6項

回答区分 C 対応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

相談支援専門員の確保が難しく、障害児相談支援事業所の開設が進んでいないため、地方の実情を勘案 しながら、市町村が特に必要と認める場合に限り、児童発達支援管理責任者と相談支援専門員との兼務を 認めることが可能となるよう、全国一律の「従うべき基準」の参酌基準化を図るべきである。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしく は参酌すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

当該基準においては、利用者一人一人に対するサービスの質を確保するというため、ナショナルミニマムを 確保するという観点から、全国統一の基準を定めることが真に必要な基準に限り、「従うべき基準」としている ところ。したがって、現在「従うべき基準」としている基準について、地域の実情に応じて設定可能とすること は適切ではない。

厚生労働省 第2次回答

管理番号 797 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項 (事項名)

指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準のうち「従うべき基準」の見直し

提案団体 兵庫県【共同提案】和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

指定障害者支援施設等に配置する従業者及びその員数、居室の床面積その他設備に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものを、必要となる財源を措置したうえで、「参酌すべき基準」に見直すこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【第1次一括法からの状況変化】

平成24年4月より計画相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成が必須化されている。

【支障事例】

計画相談支援事業所の開設には、相談支援専門員の設置が必要となるが、相談支援専門員が見つからない等の事由で、平成26年6月1日現在兵庫県内の3町(市川町、香美町、新温泉町)で計画相談支援事業所が開設できていない。

【改正による効果】

専従要件を撤廃したとしても、計画相談支援事業所の指定権者である市町村が必要と認める場合のみ兼務と認めることにより、サービス提供の質が保たれる。

例えば、10人規模の生活介護事業所と計画相談支援事業所を一体で運営する場合、サービス管理責任者と相談支援専門員を兼務してもサービス提供に支障をきたすとは考えにくい。(業務量から見て、それぞれ専従で配置しても安定した事業運営が困難)

このような兼務を認めることにより、相談支援専門員の職に就くことができる人材が拡大し、現在不足している計画相談支援事業所の開設を促す事ができる。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条第2項等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービスの事業 等の人員、設備及び運営に関する基準第50条第6項

回答区分 C 対応不可

本提案でご指摘のあった「従うべき基準」については、平成21年10月7日の地方分権改革推進委員会による 第3次勧告により、「真に必要な場合に限定」した結果として規定されており、その他の事情変更や新たな論 点が生じているとは認められないため対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

サービス等利用計画の作成について、相談支援専門員の不足等のため進んでいない。

小規模な事業所においては、相談支援専門員とサービス管理責任者を兼務しても業務に支障をきたすと は考えられない例もあることから、全国一律の「従うべき基準」の参酌基準化を図り、地域の実情に応じた兼 務を可能とすることが必要である。

全国知事会からの意見

「従うべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参酌 すべき基準へ移行するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

当該基準においては、利用者一人一人に対するサービスの質を確保するというため、ナショナルミニマムを 確保するという観点から、全国統一の基準を定めることが真に必要な基準に限り、「従うべき基準」としている ところ。したがって、現在「従うべき基準」としている基準について、地域の実情に応じて設定可能とすること は適切ではない。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	41	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療•福祉			
提案事項 (事項名)	基準病床数を算定する際の加減算の容認							
(T:X II)	-							
提案団体	愛知県	愛知県						
制度の所管・関係府省								
	厚生労働省							

求める措置の具体的内容

基準病床数の算定方法を都道府県独自の加減ができるようにする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】

基準病床数は全国一律の算定方法が定められており、基準病床数を超える地域では特殊な病床に該当する場合のみ、厚生労働大臣に協議をした上で病床を整備できる。

【支障事例】

国が定める規制のため、高度医療を提供するための病床や、がん、緩和ケアに係る病床など地域に必要な病床が基準病床超過を理由に整備困難となっている。

【制度改正の必要性】

医療法施行令第5条の2及び第5条の3における厚生労働大臣協議を廃止し、地域の実状に応じて都道府 県が基準病床数を独自に加減算可能とすることで、基準病床数を超えている地域でも、高度医療を提供する ための病床や、がん、緩和ケアなど地域医療のニーズに応じた病床を整備することが可能となり、地域住民 の生命と安心の確保につながる。

なお、増床は無秩序な増床ではなく、医療従事者の偏在を招かない程度の地域に真に必要とされる最低限度の増床を想定している。

根拠法令等

医療法第30条の4第2項、第5項、第6項

医療法施行令第5条の2、第5条の3

医療法施行規則第30条の30、第30条の31、第30条の32

医療法第30条の4第2項第11号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等(昭和61年厚生省告示第165号)

回答区分 C 対応不可

基準病床数制度に基づく病床規制は、病床過剰地域でのさらなる増床を防ぎ、新たな病床の供給を病床 非過剰地域へ誘導することにより、病床の地域的偏在の拡大を防止するとともに、医療圏間、都道府県間の 病床偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療が確保されるよう、その役割を果たすものである。

基準病床制度における特定の病床等に係る特例(特例病床)とは、病床制限の例外措置であり、病床過 剰地域において、病床の増加が制限される場合であっても、さらなる整備が必要な一定の病床数を、基準病 床数に加えて病院開設・増床の許可を行うことができるものである。当該特例制度では、各都道府県独自の 判断のみにおいて病床の増加を可能とした場合、病床の地域的偏在が拡大する可能性があることから、厚 生労働大臣の同意を要件としているところである。

また、既に現行の基準病床数の算定方法においても、たとえば、都道府県は、県外への流出患者数が県 内への流入患者数を上回る場合、「(流出患者数 - 流入患者数)×1/3」を限度として基準病床数を加算する ことができるとしており、都道府県が一定の加算をできる仕組みとなっている。

以上より、さらに都道府県独自の加算の仕組みを設けることや特例病床についての厚生労働大臣への協 議を省略することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

特例病床が認められるのは、医療法施行規則第30条の32の2の規定により、がん及び循環器疾患、小児 疾患、循環器疾患に係る病床など限定的に示されており、施行規則に示されていなければ、地域において真 に必要とする病床であっても増床の道が閉ざされている。

また、基準病床数の算定における、「「(流出患者数一流入患者数)×1/3」を限度として基準病床数を加算 することができる」については、本県のような流入超過の都道府県では活用できない。

さらに、都道府県独自判断の加減算が、病床の地域的偏在を拡大する可能性があるとの意見は推測の域 を出ないものである。

本提案は、地域において真に必要な病床を、医療計画に沿って必要最小限整備し、地域住民の生命と安 心の確保に繋げるためのものであり、基準病床数制度の主旨に沿わない無秩序な増床を認めるものではな い。

以上を踏まえさらなるご検討をいただきたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

本提案の取扱いについては、慎重であるべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

基準病床数制度に基づく病床規制は、病床の地域的偏在の拡大を防止するとともに、全国的に一定水準 以上の医療を確保することを目的としている。

御提案によれば、地域において真に必要な病床を医療計画に沿って必要最小限整備するために、都道府県において独自に加減することができる仕組みを設ける必要があるとのことであるが、「真に必要な」病床が何であるかを「必要最小限」整備することをどのように担保するかが不明であり、そのような状況で特例を認めた場合、病床の地域的偏在が拡大するおそれがあることから、制度の趣旨に照らして、認めることはできない。

また、現行の制度においても、急激な人口の増加が見込まれる場合や特定の疾患にり患する者が異常に多くなる場合、その他厚生労働省令で定める事情がある場合には、病床の特例を認めているところであり、地域で更なる整備が必要となる一定の病床については、病床過剰地域であっても整備することができる仕組みとなっている。